

事業者選定委員会について

1. 吉城園周辺地区事業者選定委員会及び高畑町裁判所跡地事業者選定委員会の設置

- ・ 吉城園周辺地区事業者選定委員会及び高畑町裁判所跡地事業者選定委員会（以下、両事業者選定委員会という。）を新たに設置する。
- ・ 両事業者選定委員会は、奈良公園地区整備検討委員会及び検討部会（以下、検討委員会・検討部会）で意見を伺った募集要項に基づき、事業者が行う整備内容（提案内容）を審査することを目的とする。

「設置の目的」

事業について
意見を伺う場

奈良公園地区整備検討委員会

・
奈良公園地区整備検討部会

- ・ 奈良公園地区の事業を進めるにあたり、幅広い見地（検討委員会）から、また、専門的な見地（検討部会）から意見を伺うことを目的とする。

事業者を
選定する場

吉城園周辺地区事業者選定委員会

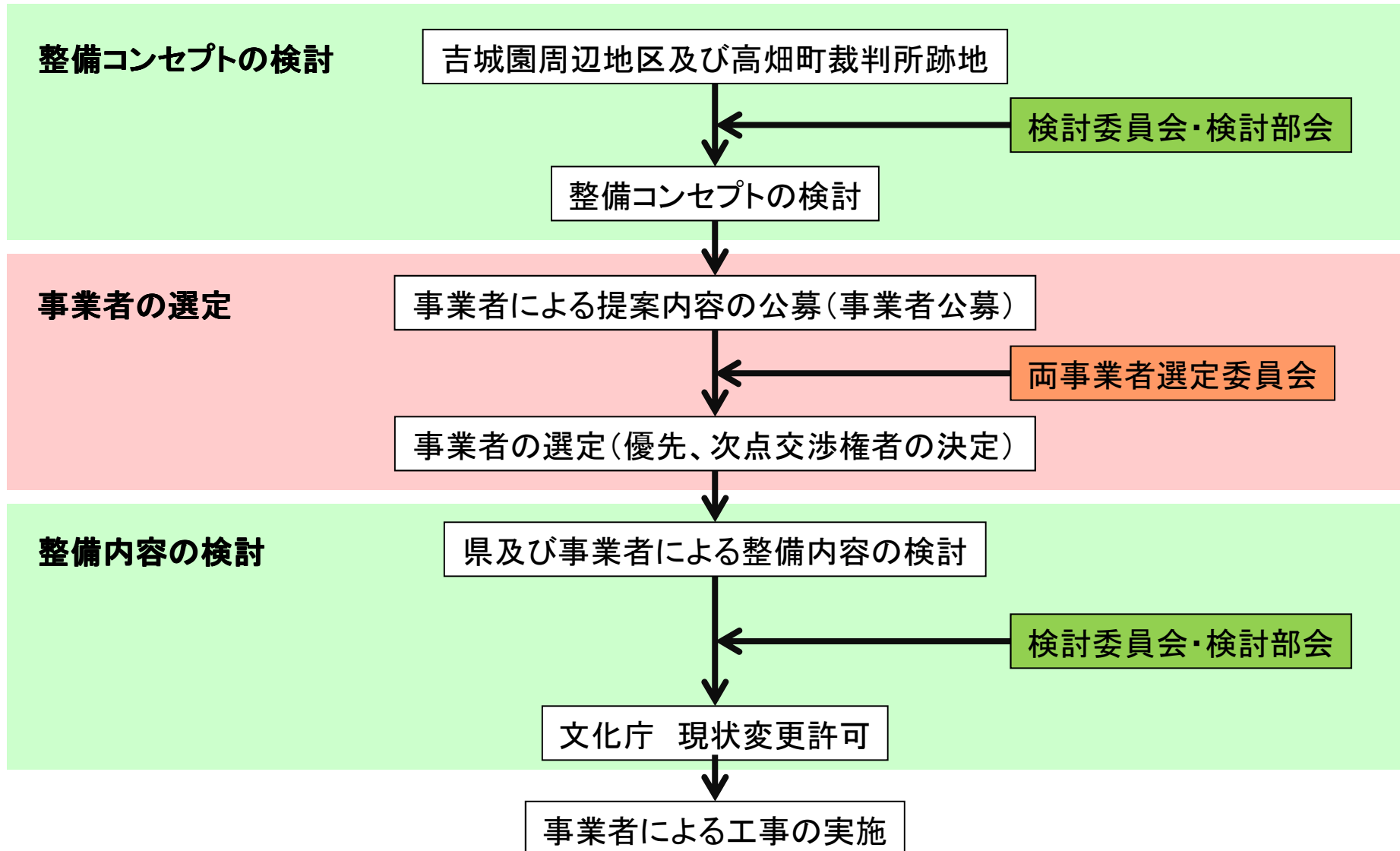
・
高畑町裁判所跡地事業者選定委員会

- ・ 整備コンセプトに基づき、吉城園周辺地区及び高畑町裁判所跡地において事業者が行う整備内容を審査することを目的とする。

事業者選定委員会について

2. 検討委員会・検討部会と両事業者選定委員会の役割分担

- 検討委員会・検討部会と両事業者選定委員会は、事業の進捗に併せて役割分担しながら事業に係わる。



事業者選定委員会について

3. 事業者の選定に係り、検討委員会・検討部会に意見を伺う点

